

北広島市告示第68号

市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物は、北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年10月6日条例第16号）第33条第2項の規定により、下記のとおり定めたので告示する。

令和3年4月1日

北広島市長 上野 正三

市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

1 期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

2 処理することができる産業廃棄物

市内で発生した次に掲げるもので、有害物質を含まないもの。

- (1) 燃え殻（医療系廃棄物の処理業の許可を受けた者が排出するもので、市長が認めたものに限る。）
- (2) 汚泥（下水道事業、道路清掃事業及びクリーニング業から発生するものに限る。）
- (3) 動植物性残さ（食品製造業から発生する固形状のもので、市長が特に認めたものに限る。）
- (4) ガラスくず及び陶磁器くず（医療系廃棄物で、薬品類の空きびんに限る。）
- (5) 動物のふん尿
- (6) 動物の死体
- (7) 災害で生じたもので、市長が認めたもの

3 受入れ基準

- (1) 一般廃棄物と分別されていること。
- (2) ガラスくず及び陶磁器くずについては、予め洗浄してあること。
- (3) 動植物性残さ、動物のふん尿及び動物の死体については、散乱しないように梱包するとともに、著しい悪臭が発生しないように措置を講ずること。

4 その他の注意事項

- (1) クリーニング汚泥と燃え殻については、市長が必要と認めるときは、必要な項目について分析試験を行い、結果を報告すること。
- (2) 当施設では、搬入された廃棄物は原則として当日処理する為、1日の搬入量を制限する場合がある。